

中小企業政策審議会企業制度部会 委員名簿

平成15年11月現在

(敬称略、五十音順)

委員

部会長	江崎 格	商工組合中央金庫理事長
	小川 英次	中京大学学長
	見学 信敬	中小企業総合事業団理事長
	都村 忠弘	全国商工会連合会理事
	富永 和信	全国中小企業団体中央会相談役
	水口 弘一	中小企業金融公庫総裁

臨時委員

	安藤 英義	一橋大学大学院商学研究科教授
	上野 保	東成エレクトロビーム株式会社代表取締役社長
	江頭 憲治郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	加藤 厚	中央青山監査法人代表社員
	金子 秀夫	日本税理士会連合会副会長
	倉島 光一	株式会社倉島商店代表取締役会長
	品川 芳宣	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	篠原 徹	日本商工会議所常務理事
	数納 幸子	株式会社医学生物学研究所代表取締役会長
	瀬賀 孝子	株式会社W I T代表取締役
	鳥飼 重和	鳥飼総合法律事務所弁護士
	西岡 幸一	株式会社日本経済新聞社論説副主幹
	引馬 滋	C R D運営協議会代表理事
	堀 信夫	株式会社山城精機製作所代表取締役社長
	前田 庸	前学習院大学法学部教授
	山下 一	三井住友銀行執行役員・法人統括部長

オブザーバー

	田中 暁	東京信用金庫常務理事
--	------	------------

(以上23名)

参 考 資 料 編

「中小企業の会計に関する研究会報告書」の概要

平成 14 年 6 月 中小企業庁

今般、中小企業庁では、事業環境部長主催の「中小企業の会計に関する研究会」（座長：小川英次中京大学学長）を開催、報告書をまとめ、公表した。

※ 本報告書では、商法特例法上の小会社（資本金 1 億円以下の株式会社）で、当面は株式公開を目指していない中小企業を対象としている。なお、小会社には外部監査（公認会計士監査）は義務付けられていない。

1. 中小企業とその会計を巡る現状と課題

※ 中小企業の会計は、法制度としては「商法」と「税法」に規定されている。
証券取引法、企業会計原則等の企業会計基準は、法的には公開会社に適用。

- 全ての会社は、商法に基づき計算書類（貸借対照表、損益計算書等）を作成する義務がある。その作成方法は、商法の「会社の計算」規定のほか、「公正なる会計慣行を斟酌すべし（商法32条2項）」とされている。
しかし、中小企業にとっては、「公正なる会計慣行」とは何かが明確になっていないと思われていない。
 - 中小企業では、会計実務処理に際して税法の影響が大きい。このため、中小企業の会計を考えるに当たり、税務との関係に留意する必要がある。
実際、税法は確定決算主義を採用しているほか、個別の会計実務の具体的な処理は、税法体系に詳細に規定されていることが多い。
（確定決算主義：株主総会で承認された計算書類（商法上の確定決算）を、課税所得算定の基礎とする。）
 - 証券取引法が適用される公開会社に近年導入されている「新会計基準」は、中小企業には、どこまで適用すればよいのか、不透明感がある。
 - また、商法改正（4月施行）により、インターネットによる商法上の計算書類の開示が認められ、ディスクロージャーが低コストで実施可能になった。
 - 金融環境や取引構造の変化の中で、中小企業に、ディスクロージャーによって金融機関や取引先の信頼を確保する重要性が高まっている。
- 中小企業が計算書類を作成するに当たり、中小企業にとっての不明確さを解消するため、また、中小企業が取引先や金融機関から信頼を得られるようにするために、会計の望ましいあり方を検討する必要がある。

2. 中小企業の会計のあり方

以上の問題意識のもと、資金調達先の多様化や、取引先の拡大を目指す中小企業にとって、信頼を得られる「望ましい会計のあり方」を、個別の項目毎に検討（参考資料参照）。

基本的考え方として、債権者・取引先に有用な情報を提供するものであり、また、経営者に理解しやすく、過重負担にならないこと、実務に配慮したものであること等を、判断の枠組みとしている。

1) 個別項目のあり方について

商法の枠組みの中で、債権者・取引先の信頼性を得るための中小企業の会計として、個別項目のあり方を示している。（各論は16項目）

例：減価償却について

→「每期継続して、規則的な償却を行う」とし、資産の状況を適切に示すことを規定している。

例：引当金について

→「法的債務性のあるものは、引当金等を計上」と商法上の義務を明確にする。そうでないものについては、「重要性の高いものは計上」として、将来費用が発生する見込みがあり、それが重要であれば、適正に引当金を積むべきものとしている。退職給付についても同様。

2) 公開会社に導入されている新会計基準について

公開会社に導入されている新会計基準については、企業規模による属性の違い、負担可能なコスト、計算書類の目的等を考慮し、基本的に任意適用。

例えば、『税効果会計』は、「必要に応じて採用」。『金融商品会計』関係では、有価証券の評価に関し、売買目的有価証券のみに時価評価を求める。

3) その他の論点

キャッシュフロー計算書の作成や注記の充実を「望ましい」ものと位置付けている。さらに、記帳、開示（ディスクロージャー）についても会計の一連のプロセスとして規定。

※ 諸外国の中小企業の会計について

イギリスでは1997年に、中小企業の負担軽減の観点から、中小企業向け会計基準（FRSSE）を設定。ドイツ・アメリカ等でも、中小企業の実務に即した会計が行われている。

※ 中小企業会計のあり方に関して

本報告では、会計実務、運用に関する事項には立ち至っていないが、こうした面も含め、専門家団体等による今後の検討の深化により、中小企業の会計について一層の充実が図られていくものと考えている。

（日本税理士会連合会、日本公認会計士協会において、それぞれ、中小会社の会計に関して検討が行われたところ。）

「中小企業の会計」(抜粋)

中小企業政策審議会・第5回企業制度部会(平成14年7月10日)了承
 中小企業政策審議会・第9回企業制度部会(平成15年11月)にて改訂
 (改訂部分には下線を付している)

I. 中小企業の会計(総論)

(目的)

資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す中小企業が、商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方を明らかにすることを目的とする。

(対象となる会社)

商法特例法上の小会社(資本金の額が一億円以下の株式会社)で株式の公開を当面目指していない会社を対象とする。

公開会社、商法特例法上の大会社の子会社は対象外とする。

(判断の枠組み)

中小企業の会計を考えるに当たっては、商法の目的や趣旨の下、以下の判断枠組みを基本とするものとする。

- (1) 計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと。
- (2) 経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと。
- (3) 対象となる会社の過重負担にならないこと。(現実に実行可能であること。)
- (4) 現行の実務に配慮したものであること。
- (5) 会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること。

II. 中小企業の会計(各論)

(中小企業の計算書類作成の基本的考え方)

中小企業の計算書類は、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な程度に、会社の財政状態および経営成績について真実の概観を示すものでなければならない。

(会計方針の変更)

会計方針を変更する場合、その変更によって会社の財産および損益の状況をより正確に表示することを目的としていなければならない。

(金銭債権)

金銭債権の評価額は、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買入れたときは相当の増額を、低い代金で買入れた時その他相当の理由がある時は相当の減額をすることができる。

市場価格のある金銭債権については、時価で評価することができる。

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務については時価で評価する。但し、専らリスクヘッジを目的とするものについては、ヘッジ対象とデリバティブを一体で評価する。

(貸倒引当金)

金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、取立不能見込額を貸倒引当金として控除しなければならない。

取立不能見込額については、個別の債権ごとに評価する。

特定の種類の集団的な金銭債権について、過去の貸倒実績率等に基づき一括で評価することも、それが、適正かつ合理的である限り、認められる。

(有価証券)

有価証券の評価基準は、原価法を用いる。市場価格のある有価証券については、原価法、低価法又は時価で評価することができる。

取得原価の評価方法は、総平均法、移動平均法等一般に認められる方法による。

原価法を採用した場合において、有価証券の時価が取得原価より著しく低い時は、将来回復の見込みがある場合を除いては、時価で評価しなければならない。

売買目的の有価証券については、時価で評価する。

(棚卸資産)

棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法を用いる。

棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法等、一般に認められる方法を用いて行う。

原価法を採用した場合において、棚卸資産の時価が取得価額より著しく低い時は、将来回復の見込みがある場合を除いては、時価で評価しなければならない。

棚卸資産の取得原価は、購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算する。

(固定資産)

固定資産の減価償却は、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して、規則的な償却を行う。

減価償却資産のうち、少額のものについては、費用処理することができる。

予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならない。

この際、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく会計処理は、その採用を義務とする必要はない。むしろ、税法も参考にしつつ、物理的減損や機能的減損のみを対象とすると解されてきた従来の商法の枠組みの中で減損額等の判断を行うべきものと考えられる。なお、自主的な判断で「減損会計基準」を採用する場合には、恣意性を排除できるような形で行うことが望ましい。

(繰延資産)

繰延資産は、創立費、開業準備費、試験研究費・開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び建設利息を計上することができる。

(引当金)

将来の費用又は損失が特定されその発生原因が当期以前の事象にあり、費用又は損失の発生の可能性が高く、設定金額の見積もりを合理的に行いうるもので、かつ、法的債務性のあるものについては、引当金等を計上しなければならない。

法的債務性のないものは、重要性の高いものについては計上する。

(退職給与引当金・退職給付債務)

内部積立の退職一時金、厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金等、将来の追加拠出の可能性がある退職給付制度を採用している会社にあつては、自己都合期末要支給額のうち、将来の在職年数等を考慮した現在価値と考えられる金額について、企業の実態に応じて退職給与引当金を計上するか、退職給付債務から年金資産等を控除した額を計上する。

中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、確定拠出型年金等、追加拠出が生じない制度を採用している会社にあつては、毎期の掛金を費用処理する。

退職規程が無く、退職金等の支払いに関する合意も存在しない会社において、将来の退職金支払いの可能性が高く、設定金額の見積もりを合理的に行うことができ、かつ重要性の高いものについては引当金を計上する。

(リース取引)

リース取引については、通常中小企業が行っている一般的なリース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外の取引）については、賃貸借取引として処理する。

リース取引が事実上物件の売買と同様の状態にあるとみなされる場合、原則として売買取引として処理する。

(費用・収益の計上)

費用及び収益は、一定の期間に企業が獲得した収益と、それを獲得するために費やされた費用とを対応させなければならない。

費用の計上基準は、発生主義を原則とする。

収益の計上基準は、実現主義を原則とする。収益獲得の確実性に応じ、工事進行基準、収穫基準、回収基準等、一般に認められる方法により計上することができる。

各種資産の取得価額について、当期の収益獲得に対応する部分については、損益計算書の費用の部に、次期以降の収益獲得に対応する部分については貸借対照表の資産の部に計上する。

(経過勘定項目)

前払費用・前受収益・未払費用・未収収益等の経過勘定項目について、重要性の乏しいものは、経過勘定項目として処理しないことができる。

(税効果会計)

税効果会計は、会社の状況に応じて、金融機関や取引先との関係も踏まえた上で、必要な場合には採用する。

(キャッシュフロー計算書)

キャッシュフロー計算書は、経営判断の基礎として作成することが望ましい。

(注記事項)

重要な会計方針の注記は商法上義務付けられていないが、債権者・取引先の便宜の観点から、注記を行うことが望ましい。

また、中小企業の特性に鑑み、役員と会社間の債権債務、担保の提供、保証の有無等に関する情報を注記することが望ましい。

Ⅲ. 記帳

(記帳の基本的考え方)

会計帳簿の信頼性の確保のため、信頼性ある記帳が重要である。

記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。

また、記帳は適時に行わなければならない。

Ⅳ. 計算書類の開示

(計算書類の開示の基本的考え方)

計算書類は、定時株主総会の承認後、遅滞なく、商法の定めるところにより公告しなければならない。

さらに、計算書類の利用者のニーズ等を勘案し、資金調達の多様化や取引先の拡大を図るためにも、商法上の公告として義務付けられている範囲以上の情報を積極的に開示することが望ましい。

中小会社会計基準

平成 14 年 12 月 19 日
日本税理士会連合会

現在、会社の利益計算について適用される会計処理の法規は、公開会社を対象とした証券取引法及びその関連諸則と、すべての会社を対象とした商法及びその関連諸則とが存在している。また、商法上の計算書類を基礎にして、法人税法によって課税所得計算が行われているが、法人税法上の所得計算規定が、商法上の利益計算に影響を及ぼす場合がある。そのため、法人税法上の所得計算規定とその取扱い(税務通達)も、会計処理の法規として考慮する必要がある。

このうち、証券取引法に基づく会計処理は、主に公開会社に関する会計情報を広く内外の投資家に開示することを目的としているため、国際会計基準等との調和を図り、非常に詳細かつ複雑で手数のかかる規定となっている。

他方、商法に基づく会計処理は、すべての会社を対象とし、配当可能利益の算出と債権者の保護を目的としているが、明確で具体的な計算規定は少ない。このため、商法に基づく会計処理を行う際には、商法及びその関連諸則の規定の趣旨等を考慮しながら、証券取引法、法人税法等の規定も参考にしつつ、その処理を行っていくことになる。

しかしながら、証券取引法の規定の適用を受けない中小会社に対して、証券取引法における複雑で手数のかかる会計基準を強制させることは、平成 14 年の商法等の一部を改正する法律案に係る附帯決議にもあるように、中小会社に過重な負担を強いることになり、結果的に経営を阻害することにもなりかねない。

したがって、中小会社が商法に準拠した会計処理を具体的に行うに当たっては、中小会社における事業の特殊性、会計処理能力、下請取引構造の変化、計算書類のインターネットによる公開、電子商取引の進展等に対応する必要がある。また、そのためには、中小会社の経営実態を明らかにし、適時・適切な情報開示を行いつつ、資金調達が多様化や取引先の拡大に対応していくための具体的な会計基準を設定することが必要である。なお、この会計基準の適用に当たっては、整然と記録された会計記録を基礎とし、帳簿の正確性を確保することがその前提となることはいうまでもない。

また、中小会社の会計基準は、できるだけ負担のかからないものであることが望ましいから、より強制力を有する法人税法における計算規定も、会計基準として合理性が認められれば、公正なる会計慣行に該当するものとして取り扱う必要がある。

このような実情を踏まえ、かつ、中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成 14 年 6 月)を参考にして、中小会社に対する会計処理の基本的な指針となる「中小会社会計基準」を明らかにすることとした。

なお、この基準に定めのない事項については、商法及び商法施行規則のほか、企業会計原則、法人税法(取扱通達を含む。)等の定めのうち、中小会社の計算書類の作成上合理性のあるものを参酌することに留意する。

1. 目的

この会計基準は、中小会社の経営実態を明らかにし、かつ、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な情報開示を行うことを目的とし、商法上の計算書類を作成するに際して準拠すべき事項を定めることとする。

2. 対象となる会社

この会計基準は、証券取引法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条の適用を受ける会社以外の株式会社を対象とする。

〔運用指針〕

- ・ 有限会社、合名会社、合資会社等も、この会計基準によることができる。

3. 記帳

会計帳簿の信頼性を確保するためには、適時に行われた信憑性のある記帳が重要である。この場合、記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。

〔運用指針〕

- ・ 帳簿への記帳は、適時に実施する。①証憑書類の作成、②証憑書類と記録等は、取引後できる限り速やかに処理する。
- ・ 帳簿への記帳は、すべての取引事実を証拠書類に基づき、網羅的に記録するとともに、証拠書類を順序良く保存する。
- ・ 記帳に当たっては、①正確な帳簿を備え、②適切な勘定を設定し、③取引を発生順に、④複式簿記の原則に従って記録する。記録の職務分担及びその責任者が明確であることが望ましい。

4. 計算書類の開示

計算書類は、定時株主総会の承認後、遅滞なく、商法の定めるところにより公告しなければならない。この場合、公告を義務付けられている計算書類については、自社ホームページ等によるインターネットにより不特定多数の者に公開する。

さらに、計算書類の利用者のニーズ等を勘案し、資金調達の多様化や取引先の拡大を図るためにも、商法上の公告として義務付けられている範囲以上の情報を積極的に開示することが望ましい。

〔運用指針〕

- ・ 商法第283条第5項においてインターネットのホームページにおいて公開を義務付けられている計算書類は、貸借対照表であるが、損益計算書等の掲載を妨げる趣旨ではない。
- ・ 計算書類の作成等に際しては、この中小会社会計基準を尊重して作成しなければならない。

5. 計算書類作成の基本的考え方

中小会社の計算書類は、配当可能利益を適正に表示するとともに、その経営に資するために必要な情報を提供し、もって会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な程度に、当該会社の財政状態及び経営成績を的確に示すものでなければならない。

6. 会計処理の方法の選択と変更

複数の会計処理の方法が存する場合は、会社の実態に応じ、適正な利益計算が行われるよう適切に選択する。

会計処理の方法の変更は、会社の財産及び損益の状況をより正確に表示するためのもの等、合理的な理由がなければ行うことができない。

〔運用指針〕

- ・ 会計処理の方法の変更が合理的であると認められるのは、例えば、次の場合である。
 - * 法人税法施行令第 30 条、同施行令第 52 条等により、棚卸資産の評価方法、減価償却資産の評価方法等の変更が承認された場合
 - * その他、その変更に合理性がある場合

7. 時価の意義

時価とは、公正な評価額をいう。その評価額は、市場価格を有するものについては、その価格を参酌して算定した価額をいい、市場価格を有しないものについては、その資産の現況に応じて合理的に算定した価額をいう。

〔運用指針〕

- ・ 市場価格を有しない資産の時価については、次のように算定した価額によることができる。
 - * 売買目的有価証券
法人税法施行令第 119 条の 13 第 4 号イ及び法人税基本通達 2-3-33 によって算定した価額
 - * 非公開株式
法人税基本通達 9-1-13 及び同通達 9-1-14 によって算定した価額
 - * 棚卸資産
法人税基本通達 5-2-11 乃至 5-2-16 により算定した価額
 - * その他の資産
その資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額

8. 金銭債権

金銭債権は、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の増額を、また、債権金額より低い代金で買い入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

市場価格のある金銭債権については、時価で評価することができる。

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務については、時価で評価する。ただし、専らリスクヘッジを目的とするものについては、ヘッジ対象とデリバティブを一体で評価する。

〔運用指針〕

- ・ 金銭債権とは、預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権をいう。
- ・ 金銭債権について相当の減額をするにあたって、相当の理由があると認められるとは、例えば、相当長期にわたって無利息貸付を行う場合がある。
- ・ 増額又は減額した金銭債権については、その弁済期間等に対応して債権金額までに修正する。

9. 貸倒損失・貸倒引当金

法的に債権が消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合は、その金額を債権金額から控除しなければならない。

貸倒懸念の事由が生じている金銭債権は、その取立不能見込額を貸倒引当金として控除しなければならない。

その他の金銭債権は、過去の貸倒実績率等に基づき取立不能見込額を一括して計算し、これを貸倒引当金として控除することができる。

〔運用指針〕

- ・ 法的に債権が消滅した場合とは、例えば、法人税基本通達9-6-1に該当する場合をいい、回収不能の場合とは、例えば、法人税基本通達9-6-2及び同9-6-3に該当する場合をいう。
- ・ 貸倒懸念の事由が生じている金銭債権とは、例えば、法人税法第52条第1項及び法人税法施行令第96条第1項に掲げる事由が生じている金銭債権をいう。
- ・ 過去の実績率の計算は、法人税法施行令第96条第2項に定める方式によることができる。

10. 外貨建取引・外貨建資産等の換算

外貨建取引を行った場合には、その金額の円換算額は、その外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額とする。

外貨建債権及び外貨建債務については、発生時換算法又は期末時換算法による。ただし、その保有期間が1年未満のものについては、期末時換算法による。

外貨建有価証券については、売買目的有価証券については、期末時換算法により、それ以外の有価証券については、発生時換算法又は期末時換算法による。

外貨預金については、発生時換算法又は期末時換算法による。ただし、その満期が1年未満のものについては、期末時換算法による。

外国通貨については、期末時換算法による。

〔運用指針〕

- ・ 外貨建取引、外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第61条の8第1項及び同法第61条の9第1項に定めるものをいう。
- ・ 保有期間等が「1年未満」に該当するか否かは、期末時時点で判定する。

11. 有価証券

有価証券の取得価額は、取得代価及び取得に要した費用の合計額とする。

有価証券は、移動平均法又は総平均法による原価法で評価する。

市場価格のある有価証券は、時価で評価することができる。ただし、子会社株式は、取得価額で評価しなければならない。

市場価格のない有価証券について、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない。

原価法を採用した場合において、有価証券の時価が取得価額より著しく低いときは、将来回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価で評価しなければならない。

売買目的有価証券は、時価で評価しなければならない。

〔運用指針〕

- ・ 有価証券とは、原則として、法人税法第2条第22号に定めるものをいう。
- ・ 子会社とは、その総株主の議決権の過半数を有している場合の当該会社をいう。
- ・ 発行会社の資産状態が著しく悪化したときとは、例えば、1株当たりの純資産価額がおおむね50%以上下落した場合をいう。
- ・ 取得価額より著しく低いときとは、例えば、時価がおおむね50%以上下落した場合をいう。
- ・ 売買目的有価証券とは、取得した有価証券のうち、時価の変動により利益を得る目的で保有するものをいう。同有価証券は、事業年度終了のときにおいて有する有価証券の銘柄の異なるごとに区分する。

12. 棚卸資産

棚卸資産の取得価額は、購入代価又は製造費用、販売等に供するために直接要する付随費用等の合計額とする。購入代価に比較して少額な付随費用等は、取得価額に算入しないことができる。

棚卸資産は、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法、単純平均法、最終仕入原価法若しくは売価還元法による原価法又は低価法及びその他の方法により評価する。

原価法を採用した場合において、棚卸資産の時価が取得価額より著しく低いときは、将来回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価で評価しなければならない。

〔運用指針〕

- ・ 棚卸資産とは、原則として、法人税法第2条第20号に定めるものをいう。
- ・ 少額な付随費用とは、購入代価のおおむね3%以内の金額をいう。また、「等」とは、法人税基本通達5-1-1の2及び同5-1-4に掲げる費用等をいう。
- ・ その他の方法とは、例えば、法人税法において承認を受けた方法をいう。
- ・ 取得価額より著しく低いときとは、時価がおおむね50%以上下落した場合のほか、取引に重要な影響を与える場合をいう。

13. 固定資産

固定資産の取得価額は、購入代価又は製造費用、その資産を事業の用に供するために直

接要した費用等の合計額とする。減価償却資産のうち、取得価額が少額のものについては、その取得した営業年度において費用処理することができる。

減価償却資産の減価償却は、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して、規則的な償却を行う。

減価償却資産の耐用年数は、個別の資産について、その性質、用途に応じて会社が決定し、継続して適用する。

固定資産について、予測できなかった機能低下及び物理的減損により資産価値が下落した場合又は市場価格の下落により資産価値が著しく低下した場合には、帳簿価額と時価との差額について減損額を控除しなければならない。

〔運用指針〕

- ・ 固定資産とは、原則として、法人税法第2条第22号に定めるものをいい、減価償却資産とは、同条第23号に定めるものをいう。
- ・ 減価償却資産の耐用年数は、減価償却の耐用年数等に関する省令の定めによることができる。
- ・ 市場価格の下落により減損額を計上する場合は、例えば、市場価格が取得価額のおおむね50%以上下落したときをいう。
- ・ 国庫補助金、工事負担金等により取得した固定資産については、その取得価額からその国庫補助金等の額を控除すること(圧縮記帳)ができる。

14. のれん(営業権)

のれん(営業権)は、有償で譲り受け又は吸収分割若しくは合併により取得した場合に限り、その取得価額で資産として計上することができる。

のれん(営業権)は、その取得後5年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

15. 繰延資産

創立費、開業準備費、試験研究費・開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び建設利息は、繰延資産として計上することができる。

繰延資産は、毎決算期において、商法に規定する年数以内の期間をもって均等額以上の償却をしなければならない。

前記の繰延資産以外のもので法人税法に定められた繰延資産は、長期前払費用等として計上することができる。

長期前払費用等を計上したときは、支出の効果が及ぶ期間に応じて償却しなければならない。

長期前払費用等の支出の対象となった資産について、その価値が著しく下落した場合は、減損額を控除しなければならない。

〔運用指針〕

- ・ 長期前払費用等として計上した法人税法上の繰延資産の支出の効果の及ぶ期間は、法人税基本通達8-2-1乃至8-2-5の定めによることができる。

- ・ 長期前払費用等の支出の対象となる資産について、その価値が著しく下落した場合とは、例えば、その資産の価値がおおむね 50%以上下落した場合等をいう。

16. 引当金

将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、その発生原因が当期以前の事象にあり、かつ、設定金額の見積もりを合理的に行い得るものについては、その見積金額を引当金に繰入れ、貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。

法的債務性のあるものについては、未払費用等として貸借対照表の負債の部に計上する。

〔運用指針〕

- ・ 具体的な引当金としては、返品調整引当金、製品保証等引当金、賞与引当金、退職給与引当金、修繕引当金、返品債権特別勘定等が該当する。
- ・ 繰入方法は、退職給与引当金を除き、平成 10 年度改正前の法人税法による繰入額の計算によることができる。

17. 退職給与引当金・退職給付債務

内部積立の退職一時金、厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金等、将来の追加拠出の可能性がある退職給付制度を採用している会社にあつては、当該事業年度の自己都合等による期末要支給額のうち、将来の在職年数等を考慮した現在価値と考えられる金額から年金資産を控除した残額を会社の実態に応じて退職給与引当金として負債に計上する。退職規程が無く、退職金等の支払いに関する合意も存在しない会社において、将来の退職金支払いの可能性が高く、設定金額の見積もりを合理的に行うことができ、かつ、重要性の高いものについては、退職給与引当金を計上する。

中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、確定拠出型年金等、追加拠出が生じない制度を採用している会社にあつては、毎期に支払うべき掛金を費用処理する。

〔運用指針〕

- ・ 会社の実態に応じてとは、例えば、従業員の残勤務年数、早期退職勧告の有無等をいう。
- ・ 現在価値については、原則として、自己都合による当期末要支給額の 100%相当額として計算する。この場合、従業員の残勤務年数の多寡等の会社の実態に応じて、50%相当額から 100%相当額の範囲内で計算することができる。

18. リース取引

リース取引については、通常中小会社が行っている一般的なリース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外の取引）については、賃貸借取引として処理する。

リース取引が事実上物件の売買と同様の状態にあると認められる場合は、原則として、売買取引に準じて会計処理しなければならない。

〔運用指針〕

- ・ リース取引の金額について、事業規模に比較して重要性が高い場合は、未払賃借料の総額等のリース情報を注記することとする。
- ・ 賃貸借取引と売買取引の区分等については、法人税法施行令第 136 条の 3 の定めによって処理することができる。

19. 収益・費用の計上

収益及び費用は、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上しなければならない。

収益の計上基準は、実現主義を原則とする。

費用の計上基準は、発生主義を原則とする。

収益獲得に応じ、工事進行基準、割賦基準等、一般に認められる方法により計上することができる。

各種資産の取得価額について、当期の収益獲得に対応する部分については、損益計算書の売上原価又は費用の部に、次期以降の収益獲得に対応する部分については、貸借対照表の資産の部に計上する。

〔運用指針〕

- ・ 各取引に係る収益の計上時期については、法人税基本通達 2-1-1 乃至 2-1-48 の取扱いによることができる。
- ・ 償却費以外の費用の計上基準については、法人税法上の債務確定基準によることができる。
- ・ 収益・費用の計上基準は、同種の取引について利益操作を目的に異なる基準を適用することはできない。
- ・ 無償(低額を含む。)による資産の譲渡若しくは役務の提供をし、又は資産を譲り受けた場合には、当該各取引に係る収益の額(通常收受すべき(又は支払うべき)対価の額と取引対価の差額)を期末で決算調整で処理するか又は申告調整で処理することとする。

20. 経過勘定

前払費用、前受収益・未払費用、未収収益等の経過勘定項目について、重要性の乏しいものは、経過勘定項目として処理しないことができる。

〔運用指針〕

- ・ 前払費用のうち重要性の乏しいものは、その支出した営業年度において費用として計上することができる。
- ・ 前払費用等の費用処理については、法人税基本通達 2-2-1 4 及び 2-2-1 5 の取扱いによることができる。

21. 資本金・剰余金

資本金及び剰余金は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分する。

資本金は、商法第 284 条の 2 に定める資本をいう。資本剰余金は、資本準備金及びその

他資本剰余金に区分する。利益剰余金は、利益準備金及び任意積立金並びに当期末処分利益又は当期末処理損失に区分する。

〔運用指針〕

- ・ 資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益等は、その他資本剰余金の増減項目とする。
- ・ 期末に所有する自己株式は、その取得価額をもって資本の部に控除する方法で表示する。

22. 税効果会計

一時差異等の重要性が低い場合には、税効果会計を採用する必要はない。

また、繰越欠損金等に関する繰延税金資産の回収の確実性が疑問視される場合には、繰延税金資産を計上しないこととする。

その他会計処理上、重要性のある場合には、税効果会計を採用する。

〔運用指針〕

- ・ 繰延税金資産及び繰延税金負債を計上する場合は、繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳を注記する。
- ・ 重要性が低い場合とは、当該差異が小さいか翌期等で解消される場合をいう。

23. キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書は、経営判断の基礎として作成することが望ましい。

〔運用指針〕

- ・ キャッシュフロー計算書の作成に代えて、会社の実態に応じた資金繰り表などの簡易な方法によることができる。

24. 注記事項

次の事項は、注記しなければならない。

- ① 有価証券の評価方法
- ② 棚卸資産の評価方法
- ③ 固定資産の減価償却の方法
- ④ 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額
- ⑤ 1株当たりの当期利益又は当期損失の額
- ⑥ 資本の欠損額
- ⑦ 商法施行規則第124条第1号(案)に規定する超過額
- ⑧ 商法施行規則第124条第3号(案)に規定する純資産額*1

〔運用指針〕

- ・ 中会社は、商法施行規則に定めるところによるが、小会社も、以下の事項を注記することが望ましい。
- ① 消費税等の経理方式*2
- ② 代表者の担保提供の状況
- ③ 有利子負債の種類並びに残高

- ④ 重要な引当金の計上方法
- ⑤ 子会社及び支配株主に対する金銭債権債務
- ⑥ 取締役及び監査役に対する金銭債権債務
- ⑦ 重要な流動資産についてその時価が取得価額より著しく低い場合において、取得価額を付したときはその旨
- ⑧ 市場価格のある株式及び社債についてその時価が取得価額より著しく低い場合において、取得価額を付したときはその旨
- ⑨ 重要な資産又は負債が外貨建であるときはその旨
- ⑩ 資産が担保に供されているときはその旨
- ⑪ 保証債務、手形遡求義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務
- ⑫ 固定資産の耐用年数又は残存価額を変更したときはその旨
- ⑬ リース契約により使用する重要な固定資産*3
- ⑭ 所有権が留保されている重要な固定資産があるときはその旨及び代金未払額*4
- ⑮ 税効果会計を採用した場合には、繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳及び法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差額の主要な項目別の内訳*5

記載例)

* 1 「商法施行規則第 124 条第 3 号(案)に規定する純資産額は、xxx 円である。」

(注)「金銭債権、社債・国債・地方債その他の債券、子会社株式を除く株式で市場価格のあるものについて時価法を適用した場合、時価法の適用によって増加した純資産額を注記する。」

* 2 消費税等については、税抜経理方式によっている。当期の課税売上割合は 95%以上である。

* 3 「貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している〇〇が xx 台ある。」

* 4 「機械の一部については、割賦払いの方法で購入しているため所有権が売主に留保されており、その代金の未払額は xx 円である。」

* 5 税効果に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

.....

.....

繰延税金資産合計

.....

.....

繰延税金負債合計

繰延税金資産合計

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との主要な項目別内訳

法定実効税率 %

[調整項目]

損金不算入永久差異 %

益金不算入永久差異 %

住民税均等割税額等 %

..... %

税効果会計適用後の法人税等の負担率 %

会計制度委員会研究報告第 8 号

中小会社の会計のあり方に関する 研究報告

要約版

平成15年 6月 2日



日本公認会計士協会

はじめに

フリー、フェア、グローバルな市場に対応するために、わが国の会計基準は、会計ビッグバンといわれる整備改善が行われてきました。そのなかで、「中小会社の会計はいかにあるべきか」という検討課題が浮上してきています。中小会社の会計は、現状では法人税法に基づく処理などが混在しており、不特定多数の利害関係者に公開される会計情報としては必ずしも統一された情報になっていないのが実状だと思われます。

今回、インターネットのホームページを利用した中小会社の情報公開が期待されるにあたり、日本公認会計士協会は中小会社の会計のあり方を研究しました。この研究においては、公開情報として社会的責任を達成する会計情報であること、かつ中小会社の実態に適合していることを念頭において議論を進め、中小会社が適正な財務諸表を作成する上でのガイドラインとして取りまとめております。

なお、この要約版は「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の内容を要約したものです。詳しくは当該研究報告をご覧ください。

目次

I 中小会社の会計のあり方について 1	税効果会計 5
1. 検討の必要性 1	繰延資産 5
2. 検討する主体 1	引当金 5
3. 中小会社の範囲 2	退職給付債務 5
4. 中小会社の特性 2	ヘッジ取引 6
5. 本研究報告の基本的な考え方 2	リース取引 6
	外貨建取引 6
	後発事象 6
II 個別項目の会計処理 3	
売掛債権等 3	III 参考資料 6
金融商品 3	
たな卸資産 4	
経過勘定項目 4	
有形固定資産 4	
ソフトウェア 4	

I 中小会社の会計のあり方について

1. 検討の必要性

(1) 中小会社の計算書類開示の現状

中小会社の会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(下記注参照)に準拠するだけでなく、法人税法等が定めた計算方法など多様な実務が混在しており、必ずしも統一されているとは言えないのが現状である。

また、決算公告は、商法上すべての株式会社に求められており、本来は官報又は日刊紙に掲載しなければならないが、手間や費用などの理由から多くの中小会社が公告をしてこなかったと言われている。

注) 昭和24年に、「企業会計原則」が設定された。その後、会計ビッグバンといわれる会計基準の整備改善が企業会計審議会によって行われ、例えば、連結財務諸表原則及び外貨建取引等会計処理基準の改訂並びに税効果会計に係る会計基準、連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準、研究開発費等に係る会計基準、退職給付に係る会計基準、及び金融商品に係る会計基準等の設定が行われた。本報告においては、これらを、企業会計原則及び企業会計基準委員会が公表する企業会計基準等とともに「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」ということとする。

(2) 電磁的方法による公開制度の導入

商法改正により、平成14年4月1日からインターネットのホームページを利用した電磁的方法による計算書類の公開が商法上の開示として認められるようになった。これにより容易にかつ少ない費用で公開ができるようになったため、今後は中小会社の開示が積極的に行われることが期待されている。

これを契機として、中小会社の会計のあり方を明確にする必要性が問われることになった。

(3) 海外の動向

「中小会社の会計のあり方」は、国際的にも注目されているテーマであり、国際会計基準審議会(IASB)の予定プロジェクトにも入っている。

国際会計士連盟(IFAC)の「中小監査・会計事務所及び中小会社に関する会議(SMP・SME Chairs Meeting)」の報告では、中小会社に対する特別な会計基準を作成すべきではなく、「一般に公正妥当と認められる会計基準はあくまでも一つである」という認識の下で、中小会社向けの簡便的な例外を設けるべきであるとしている。

(4) 会計ビッグバンと中小会社の会計の関係

近年、我が国の会計基準は、金融ビッグバンの一環としていわゆる会計ビッグバンといわれる整備改善が行われてきた。しかし中小会社の会計処理において、国際的水準に達した複雑で高度な会計基準を厳密に適用することが、コストや労力、効果、必要性、また適応能力などの観点から、中小会社の実態に合っているのかという疑問もあがっている。

2. 検討する主体

中小会社の会計のあり方を明確にする場合は、財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が行うべきものと考えられる。しかし、中小会社の会計のあり方について早急に研究する必要があるとの認識に基づき、当協会としては、企業会計基準委員会との協議のもとに平成14年2月末に当プロジェクトを発足させ研究を開始した。

3. 中小会社の範囲

本研究報告では、商法上の中会社及び小会社を対象とする。なお、有限会社、合資会社及び合名会社についても、本研究報告を参考に会計処理を行うことが望ましい。

ただし、「みなし大会社」等会計監査を受ける会社が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している場合には、本研究報告の対象外とする。

4. 中小会社の特性

中小会社は、一般的には、株主や債権者等の利害関係者が固定的で、かつ少なく閉鎖的である。しかも、所有と経営の分離が行われておらず、株主でもある少数の経営者の強い影響力のもと、少数の従業員で運営されることが多い。このような状況においては、経理事務能力にも限界があり、内部統制もあまり整備されていないのが実情であると考えられる。したがって、多くの中小会社の計算書類は、課税所得計算の必要性から、税法基準又はそれに準じて作成されているものと思われる。

本研究報告では、大会社とは異なるこのような中小会社の特性を十分考慮した。

5. 本研究報告の基本的な考え方

(1) 会計基準は一つであるべき

本研究報告は、主に次のような理由に基づき、中小会社特有の会計基準を別個に設定せず「会計基準は会社の規模に関係なく一つであるべき」と考える。

- ① 同一の取引及び経済事象の認識及び測定の基本には、会社の規模の違いは反映されるべきではない。
- ② 会社の経営成績や財政状態が会社の規模によって異なる基準で表示されていると、企業の経営実態の把握・分析、企業間比較その他の目的に利用することができない。
- ③ 二つの異なった会計基準が存在することになれば、計算書類の信頼性が失われ、経済社会に混乱を生じさせ、計算書類公開制度の趣旨が損なわれる。

(2) 税法基準との関係

会計基準とは別に税法に定められた税法基準は、あくまでも課税所得算定のための計算規定であって、会社の財政状態及び経営成績を適切に表示するための会計基準としての規範にはなり得ないものである。

しかしながら、税法基準が中小会社の会計実務に広く浸透している事実や、ある面では現行の個別の会計基準以上に細かく計算規定を定めている点などには配慮すべきである。よって会計処理上妥当であり、簡便法として利用できる次のような税法規定については、これを利用する。

- ④ 現行の個別の会計基準には明文規定はないが、法人税法に規定があるもの(例:固定資産の耐用年数)
- ⑤ 現行の個別の会計基準の計算方法と異なるが、法人税法に定める計算方法を用いても会計基準の趣旨に反しないと思われるもの(例:各種引当金の計算方法)

(3) 商法との関係

商法第32条第2項は、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」としていることから、中小会社の場合であっても、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠すべきことが求められていると解される。

本研究報告の基本的な考え方

適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なく一つであるべきであるが、中小会社の特性を考慮して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の枠内において、その適用方法に簡便法等を認め、税法基準及び商法の観点からも特別の配慮を認める考え方を採用することとした。

II 個別項目の会計処理

以下に記載された項目は、中小会社の会計処理上特別の配慮や留意が必要と思われるものを確認の意味で挙げており、従来の会計基準と異なった新たな処理方法等を示したものではない。

売掛債権等

(1) 売掛債権・貸付金等の取得価額と債権金額の差額の処理

取得価額と債権金額との差額に重要性がない場合には、償却原価法を採用せずに、支払期日が到来する都度、差額を損益として認識していくことができる。

なお、法人税法の取扱いにおいても、一定の場合には、償却原価法を採用しないことを認めている。

金融商品等

(2) 売買目的有価証券の処理

売買目的有価証券としての分類如何が直接損益に影響を与えるため、この分類の判断は重要である。しかし、中小会社においてはごく少数の経営者の意図を基礎として判断することができるので、中小会社に大きな負担が生じることはない。

なお、法人税法上は、専担者が短期売買目的で取得したもの及び短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものを売買目的有価証券と定義しているため、上記の扱いと異なることがあることに留意する。

(3) その他有価証券の処理

その他有価証券の時価による評価額と帳簿価額との差額に重要性がなければ、時価評価は要しない。中小会社では通常、時価のあるその他有価証券を多額に保有するケースは少ないと考えられ、評価差額金の額も少ないと考えられる。

(4) 市場価格のある有価証券の減損処理

減損処理に際して時価が著しく下落したかどうかの判定につき、個々の企業において「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設けず、法人税法の取扱い(おおむね50%相当額を下回り、近い将来その価額の回復が見込まれない場合)と同じ判定基準を採用することができる。

すなわち、個々の中小会社が時価が著しく下落したと判断するための合理的な基準を設け、回復可能性検討の実施を個別銘柄に適用することは技術的に難しいと思われるため、会社の事務負担を考慮し、法人税法の取扱いと同じ判定基準を採用することも認められる。

(5) 市場価格のない有価証券の減損処理

中小会社では、株式の実質価額が著しく低下したかどうかを判断することは難しいと思われる。したがって、会社の事務負担を考慮し、法人税法の取扱い(基本通達9-1-9から9-1-14)と同じ判定基準を採用することも認められる。

(6) ゴルフ会員権の減損処理

ゴルフ会員権に減損処理を適用する場合には、「著しい下落」を判断する基準をおおむね50%相当額を下回る金額とする。

また、預託保証金の時価の著しい下落については、「預託保証金の回収に疑義が生じた場合」を判断し貸倒引当金を見積もることは難しいため、ゴルフ会員権の時価下落額すべてを直接評価損として計上する方法も認められるものとする。

法人税法の取扱いでは、株式形態のゴルフ会員権は非上場有価証券として、また、預託金形態のゴルフ会員権は預託金返還請求権を金銭債権として扱っており、上記のような評価損は必ずしも損金として認められないことに留意する。

たな卸資産

(7) たな卸資産の評価方法

法人税法で規定されている単純平均法及び最終仕入原価法も、重要な評価益の計上などの著しい弊害があると認められる場合を除き、妥当な方法として取り扱う。

これらの方法は会計上認められた方法に明記されていないが、通常の場合、不適当な評価額を導くものではないと思われる。また、中小会社の中には、たな卸資産の受払に関する継続記録を整備できない会社もあることを考慮して、これらの方法もたな卸資産の評価方法の簡便法として認められることとした。

(8) たな卸資産の評価損の計上方法

たな卸資産の時価が取得価額より著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとする原則的な扱いを行うべきであり、特に簡便的な会計処理方法を設ける必要はない。なお、たな卸資産の評価損の計上については、法人税法では会計基準より限定的に規定していることに留意する。

経過勘定項目

(9) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益の会計処理

重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。これは原則的な扱いの中で認められている簡便的な会計処理である。

法人税法の取扱いでも、継続処理を条件に現金主義による処理が認められている。

有形固定資産

(10) 有形固定資産の減価償却

法人税法の規定による償却限度額を減価償却費として計上している場合は、会計上も妥当なものと認められる。

減価償却の計算に当たって使用する耐用年数や残存価額は、本来各会社がその資産の使用状況に応じて合理的に決定すべきものであるが、法人税法の規定によっている場合には恣意性がなく、また中小会社が独自にこれらを決定するのは極めて大きな負担となることを考慮して、妥当な扱いとすることとした。

(11) 租税特別措置法による特別償却

特別償却額のうち一時償却は、利益処分方式による準備金として計上する必要があるが、金額的な重要性が乏しい場合には、正規の減価償却費として処理することができる。割増償却についても、合理的である限り、正規の減価償却費として処理することができる。

(12) 圧縮記帳

圧縮記帳の制度は、特定の事由に該当する資産の譲渡について課税の繰延べを認める法人税法上の制度である。会計基準上では既に法人税法との整合性を考慮した処理が規定されているため、中小会社においても特に簡便的な方法を認める必要はない。

ソフトウェア

(13) ソフトウェアの会計処理

無形固定資産として計上した場合のソフトウェアの償却方法については、中小会社では見込販売数量の算定が困難であると考えられるので、事務的負担の軽減を図るため、法人税法の規定に基づいた会計処理を採用することも認められる。

ただし、販売・使用見込みがなくなった場合には、未償却残高を費用として一時に償却する必要がある。

税効果会計

(14) 税効果会計適用の要否及び注記事項

原則として税効果会計を適用するが、一時差異に重要性がない場合は税効果会計を適用する必要はない。また、中小会社においては、税効果会計に関する注記を省略できる。

なお、事務負担の点では、中小会社においても税務申告を行っていることから一時差異の把握は可能であり、税効果会計の適用が過重な事務負担にはならないと考えられる。

(15) 繰延税金資産の回収可能性について

中小会社においては、繰延税金資産の回収可能性について次のように判断することが妥当である。

- ① 「期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等」に該当する会社及び合理的な課税所得の見積額を限度として、一時差異等の合理的なスケジューリングの結果に基づき、繰延税金資産を計上している場合には、回収可能性があるものと判断する。
- ② スケジューリングを行うことができない会社及び「過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社等」に該当する会社は、回収可能性がないものと判断する。

繰延資産

(16) 繰延資産の会計処理

繰延資産の範囲は、商法及び法人税法もおおむね会計基準と同様であるので、特に中小会社における簡便的な会計処理方法を設ける必要はない。

なお、税法特有の繰延資産は会計上、長期前払費用として処理するのが一般的である。

(17) 研究開発費の会計処理

研究開発費は、発生時に費用処理することが望ましいが、商法施行規則に従って繰延資産として貸借対照表に計上することができる。

なお、法人税法の取扱いにおいても、任意償却という形で発生時の損金算入が認められている。

引当金

(18) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金が、従来の法人税法に定められた支給対象期間基準による計算方法等を参考にして計上されている場合には、明らかに不足する場合を除き、妥当なものとする。

(19) 貸倒引当金の計上基準

法人税法の規定する貸倒引当金の繰入限度額が計上されている場合は、明らかに不足している場合を除き、妥当なものとする。

法人税法の取扱いでは、一般売掛債権等と個別評価する債権とに区別しているが、会計上の一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等を対象としているため、法人税法の取扱いを参考にすれば、貸倒見積高に係る事務的な負担を軽減することができる。

退職給付債務

(20) 退職給付債務の計上基準

従業員数が300人未満の企業における退職給付債務の簡便的な計算方法は、退職給付会計に関する実務指針に定められており、これを適用することになる。

特に退職一時金制度を採用している企業の場合、簡便法の中の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を選択することとすれば、実務的に新たな負担となることはない。

ヘッジ取引

(21) ヘッジ有効性判定の時期・頻度

ヘッジの有効性判定のための事後テストは、会計基準のように6か月ごとでなく、法人税法の取扱いと同様に期末時(1年ごと)に行うことができる。

リース取引

(22) リース取引の会計処理及び注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準で求められている詳細な注記がなくとも、賃貸借処理を行うことができる。オペレーティング・リース取引についても、注記を要しない。

現行の会計基準においても、ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引ともに重要性の乏しいリース取引は、資産計上又は注記を省略できる取扱いとなっており、多額のリース取引がないと考えられる中小会社では、これらの取扱いに準じて注記を省略でき、必要な注記としては、商法施行規則に規定する「リースにより使用する固定資産」の注記のみで足りると考えられる。

外貨建取引

(23) 外貨換算の会計処理

明らかに重要な差額が生ずる場合を除いて、法人税法の規定による会計処理を行うことも認められる。法人税法は、適正な課税所得計算の目的から、外貨建取引の円換算額による記帳、外貨建資産等の円貨額への期末換算等についての規定を行っている。

法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類し、期末換算の方法を規定している点に会計基準との相違が認められるが、通常、計算書類利用者の判断を著しく誤らせるほどの重要な影響があるとは考えられない。

後発事象

(24) 修正後発事象

修正後発事象のうち重要性のあるもの、例えば、決算日後に生じた重要得意先の倒産に対しては、計算書類を修正する(貸倒引当金の追加計上など)必要がある。

III 参考資料

「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」においては、下記の各種開示関係書類の記載例、ひな型を掲げている。

- ・ 営業報告書
- ・ 後発事象
- ・ 決算公告
- ・ 計算書類の注記
- ・ 附属明細書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

以上



日本公認会計士協会

【お問合せ先】日本公認会計士協会 TEL:03-3515-1128 FAX:03-5226-3355

中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト

日本税理士会連合会

中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト

(会社名)

代表取締役

殿

(事務所名)

税理士

①

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの会計期間における計算書類について、その作成に関与し、日本税理士会連合会が公表した「中小会社会計基準」を適用して、下記の事項について確認を行いました。

記

勘定科目等	確認事項	チェック
□金銭債権		
(1)預金・貯金	・残高証明書を徴したか。	
(2)売掛金・未収入金その他の売上債権	・法的に債権の消滅したものは、売掛金から控除したか。 ・回収不能のものは、売掛金・未収入金その他の売上債権から控除したか。	
(3)貸付金	・無利息の長期貸付金があるか。(ある場合、_____千円)	
	・子会社・支配株主への貸付金は、他の貸付金と区別して記載(区別していない場合は注記)したか。	
	・回収不能のものは、貸付金から控除したか。	
(4)その他の債権	・受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、注記したか。	
	・デリバティブ取引による正味の債権債務は、時価で評価したか。	
	・回収不能のものは、債権から控除したか。	
□貸倒損失・貸倒引当金	・貸倒れの懸念が発生している金銭債権について、取立不能見込額を貸倒引当金として控除したか。	売掛金
		貸付金
□外貨建資産	・外貨建債権・債務及び外貨預金は、発生時換算法又は期末時換算法によって評価したか。	
	・期末時点において、その保有期間が1年未満の債権・債務及び外国通貨は、期末時換算法によって評価したか。	
	・外貨建有価証券について、売買目的有価証券は期末時換算法により、それ以外の有価証券は発生時換算法又は期末時換算法によって評価したか。	

□有価証券	・評価方法は、注記したか。	
	・子会社(総株主の議決権の過半数を有している会社)の株式は、取得価格で評価したか。	
	・市場価格のない有価証券について、その発行会社の資産状態が著しく悪化した場合(1株当たりの純資産価額がおおむね50%以上下落した場合等)は、相当の減額をしたか。	
	・原価法を採用した有価証券について、時価が取得価額より著しく下落した場合(おおむね50%以上下落した場合等)で、かつ、将来回復の見込みがないときは時価で評価したか。	
	・売買目的有価証券は、有価証券の銘柄ごとに時価で評価したか。	
□棚卸資産	・評価方法は、注記したか。	
	・原価法を採用している棚卸資産について、時価が取得価額より著しく下落した場合(おおむね50%以上下落している場合等)で、かつ、回復の見込みがないときは時価で評価したか。	
□固定資産	・減価償却方法は、注記したか。	
	・減価償却資産の耐用年数は、適切に設定され、継続適用したか。	
	・予測できなかった機能低下等により資産価値が下落した場合又は市場価格がおおむね50%以上下落したことにより資産価値が著しく低下した場合に、帳簿価額と時価との差額の減損額を控除したか。	
	・当期の償却額は、適正であるか。(過年度の償却不足累計額_____千円)	
	・その他投資等の各勘定に計上されているものは、合理性・妥当性を有するか。	
□のれん(営業権)	・営業権は、有償による譲受け、吸収分割又は合併のいずれかにより取得したものか。	
	・取得後5年以内に均等額以上の償却をしたか。 (過年度の償却不足累計額_____千円)	
□繰延資産	・商法上の繰延資産は、商法に規定する年数以内の期間で均等額以上の償却をしたか。(過年度の償却不足累計額_____千円)	
	・法人税法上の繰延資産は、長期前払費用等として計上し、支出の効果が及ぶ期間で償却したか。	
	・対象資産の価値が著しく下落した場合は、減損額を控除したか。	
□負債に関する事項	・法的債務性のあるものは、未払費用等として計上したか。	
	・負債は、漏れなく計上されているか。	
	・子会社・支配株主からの借入金等は、他の借入金等と区別して記載(区別していない場合は注記)したか。	
□引当金	・将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額が合理的に見積もられているか。	
	・法的債務性があるものは、未払費用等として計上したか。	
□退職給与引当金・退職給付債務	・将来、追加拠出の可能性のある退職給付制度を採用している場合に、退職給付債務を計上したか。	
	・従業員の残勤務年数・早期退職勧告等の実態に合わせて、自己都合退職による要支給額を算出したか。	
	・追加拠出が生じない退職給付制度を採用している場合に、当期に支払うべき掛金の金額を費用処理したか。	

□リース取引	・リース取引の金額について、事業規模に比較して重要性が高いと認められるときは、未払賃借料の総額等リース情報を注記したか。	
	・リース取引が事実上売買と認められるときは、原則として、売買取引に準じて会計処理したか。	
□経過勘定	・経過勘定は、重要性が高く、妥当性を有しているものを計上したか。	
□税効果会計	・繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳を注記したか。	
	・繰越欠損金等によって計上した繰延税金資産は、将来回収が確実か。	
□キャッシュフロー計算書	・キャッシュフロー計算書を作成したか。	
□資本金・剰余金	・貸借対照表の資本の部は、商法施行規則の規定に従って区分し表示したか。	
	・期末に保有する自己株式は、資本の部に控除する形式で表示したか。	
□収益・費用の計上	・収益は実現主義、費用は発生主義を原則に計上したか。	
□営業外損益・特別損益	・営業外損益及び特別損益に計上されているものは、各勘定科目として妥当か。	
□注記事項	・1株当たりの当期利益又は当期損失は、注記したか。	
	・資本の欠損金は、注記したか。	
	・商法施行規則第124条第1号に規定する繰延資産の超過額は、注記したか。	
	・商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は、注記したか。	
◆その他損益等に関する事項	・売上高は _____ 円 前期より % ↑ ↓ ・代表者等への役員報酬の額は _____ 円 ・代表者等への支払地代・家賃は _____ 円 ・法人税所得金額(別表一(一)①)は _____ 円	
◆経営比率に関する事項	・自己資本比率 (前期) % (当期) % ・売上高営業利益率 (前期) % (当期) % ・売上高経常利益率 (前期) % (当期) % ・売上高支払利息割引率 (前期) % (当期) %	
◆当期における特殊事情		
◆所見		

(注)「チェック」欄には、確認事項について、「中小会社会計基準」に従って処理している場合は「○」印を、同基準に従って処理していない場合は「×」印を、該当する勘定科目等がない場合は「/」（斜線）を記入する。

平成15年3月28日
金 融 庁

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた

中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

「金融再生プログラム」(平成14年10月)及び「金融再生プログラム作業工程表」(同11月)において、中小・地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合)の不良債権処理については、同プログラムが対象とした主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方を、金融審議会でも面的な尺度から検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定することとしたところである。

これを受けた金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)では、①リレーションシップバンキングの意義と有効性、②わが国のリレーションシップバンキングの現状、③リレーションシップバンキングの機能強化の必要性と基本的考え方、④リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体的な取組み、について検討を行い、「平成16年度までの2年間を地域金融に関する『集中改善期間』とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる。」としている。

上記報告の提言を踏まえ、金融庁として、平成16年度までの「集中改善期間」中に各金融機関及び行政が取り組むべき、①中小企業金融の再生に向けた取組み、②各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み、③アクションプログラムの推進体制からなる「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を下記のとおり取りまとめる。

Ⅰ. 中小企業金融の再生に向けた取組み

(中略)

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- (4) 中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成14年6月)が取りまとめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組みを期待する。

Ⅲ. アクションプログラムの推進体制

1. 本アクションプログラムに基づき、平成16年度までの「集中改善期間」内に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図るため、各金融機関に対し、銀行法第24条に基づき、平成15年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画(計画期間15～16年度)」について報告を求めるとともに、以後、半期毎に同計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。また、当該フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じ、監督上の対応を行うものとする。
2. 平成16年度までの「集中改善期間」において、上記施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績を半期毎に取りまとめ、公表する。また、必要に応じ金融審議会にも報告する。
3. 以上のフォローアップ等を着実に実施するため、金融庁において体制整備を行う。

**リレーションシップバンキング・アクションプログラム
を受けた地域金融機関の取り組みについて**
(財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備について)

地方銀行（64行）

○現状

既に融資プログラムの整備を行っている金融機関 31行

○今後の具体的な取り組み

融資プログラムの整備を開始又は強化を行う、あるいはその検討を行う金融機関 58行

第二地方銀行（51行）

○現状

既に融資プログラムの整備を行っている金融機関 13行

○今後の具体的な取り組み

融資プログラムの整備を開始又は強化を行う、あるいはその検討を行う金融機関 36行

信用金庫（321金庫）

○現状

既に融資プログラムの整備を行っている金融機関 36金庫

○今後の具体的な取り組み

融資プログラムの整備を開始又は強化を行う、あるいはその検討を行う金融機関 163金庫

信用組合（138組合）

○現状

既に融資プログラムの整備を行っている金融機関 0組合

○今後の具体的な取り組み

融資プログラムの整備を開始又は強化を行う、あるいはその検討を行う金融機関 16組合